

議会報告会（議会懇談会）における意見・要望等について

空き家問題

利活用について

⇒【回答】（企画課）

民法改正により相続登記は、令和6年4月1日から義務化され、不動産の所有者に相続があったときは、相続により不動産を取得した相続人は「相続の開始及び所有権を取得したことを知った日から3年以内」に不動産の名義変更登記をしなければなりません。

このような状況から、相続に関わる登記が進むなかで、不動産の取引が活性化することが予想されます。本市としては、空き家対策として空き家活用の部分では企画課、危険空き家の部分については都市計画課が所管しています。都市計画課と協同することにより、空き家対策を効率的に実施することが可能です。

【具体的対策】

- ・固定資産税納税通知書に空き家対策の案内文の同封
- ・企画課、都市計画課、税務課の役割の明確化
- ・HPでの案内掲載（問い合わせ先の明確化）
- ・県「空家活用特区総合支援事業」の活用 除却等について
- ・洲本市魅力ある空き家掘り起こし事業報奨金交付要綱の周知

除却等について

⇒【回答】（都市計画課）

危険空き家について

・地域より情報提供を頂いた、所有者が不明である危険空き家については、（登記事項証明書、固定資産税課税台帳、戸籍謄本等の公的書類を入手のうえ、）相続人代表者、あるいは相続調査を行い法定相続人へ当該空き家の状況をお知らせし、空き家の適正管理を促しています。

・また、倒壊等のおそれがあり、周辺に危険が及ぶおそれのある空き家について、解体、撤去及び処分を行う場合、その費用の一部を支援する洲本市危険空き家除却支援事業を実施しています。

発生予防の周知、促進として

空き家の適正管理については、所有者等へのお願いを、広報やホーム

ページで周知しているところですが、今後、さらに下記の内容を実施し、空き家対策を進めてまいります。

- 例年、4月下旬又は5月上旬に発送されている固定資産税税納税通知書とともに、除却支援事業を含めた空き家の適正管理についてのチラシを同封します。(令和6年)
- 除却支援事業の手引きを作成し、ホームページへの掲載、窓口に配置します。
- 空き家の発生を抑制すること等を目的とした、令和6年4月から開始される相続登記の義務化や、譲渡所得の控除などをホームページに掲載し、随時、空き家に関する情報を提供します。



上写真の市としての対応状況について。

⇒【回答】（都市計画課）

所有者（又は相続人）に当該物件の状況をお知らせし、空き家の適正管理を促しております。

また、当該空き家については、利害関係者と双方連絡をとれる状況であり、基本的には所有者（又は相続人）等の責任により対応すべきものであると考えます。

状況として

- 左写真の空き家については、従前から除却支援事業補助金を勧めており、現在、相続人により不動産会社を通じて解体業者から見積書を徴取している状況であったが、令和5年11月22日（火）状況が変わり、突然、一部が民地側に倒壊となっております。
 - 市から再三にわたり以前から、危険な空家として所有者等に文書によるお知らせを送付しています。
 - 今年になって、所有者等が隣地所有者に連絡があり、双方で話し合いがされている中、11月22日（火）一部民地に倒壊しガレージを損傷。
 - 前面道路の市道 下屋敷線に一部がれきが飛散。
 - 対応として、市道 下屋敷線部分の、一部がれきを移動し注意喚起としてカラーコーンを設置している。
また、倒壊建物の所有者等に連絡をしている。
 - 現在までに市から再三のおしらせをしており、また、話し合いが持っていた最中での倒壊であり、倒壊家屋の所有者等の責任があると考えます。
 - 民事による解決としては、洲本市空家等の適正管理に関する条例の第5条として、空家等又は法定外空家等に関する紛争の当事者が、双方の合意による当該紛争の自主的な解決を図ることを妨げるものではない。とあり、
 - 以上のことから、現在、当事者間でのコンタクトもあり、当事者同士での解決を促しています。
- 右写真の空き家については、適正管理を促した後、瓦飛散防止ネットによる応急措置を行ったものと考えられます。なお、当課に応急措置後の連絡はございません。

町内にも空き家は7～8軒ぐらいあるが、所有者がしっかり管理されているようです。安心してはいますが、隣の町内会に危険な空き家があるので、何とかならないかと思えます。

⇒【回答】（都市計画課）

先に、空き家問題の利活用や除却等についてで記載のとおり、空家対策を進めているところです。

中心市街地の活性化

中心市街地の活性化について

⇒【回答】（都市計画課）

まちづくりとして、人口減少下においても持続可能で生活しやすいまちとしていくために、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に頼ることなく、公共交通により医療・福祉施設や商業施設等にアクセスできるなど、日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まいの身近に存在する「コンパクトプラスネットワーク」のまちづくりとして、持続可能な都市構造を確保するため、緩やかな居住や都市機能の誘導を推進します。

地区課題

町内会所有の会館の維持管理等について

昭和52年に建築した上清水会館の維持管理に苦勞している。建築にあたり一部市の助成金を頂いているが、仮に、今後解体すると町内会で決定した場合、解体費用に対して、市の助成はあるのか。

⇒【回答】（広報情報課）

各町内会の皆様には平素より市の行政推進にご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

ご質問の、町内会で所有・管理している集会施設を解体する場合の助成についてですが、残念ながらその種の助成制度はありません。

（なお、解体後に新たな集会施設を建築する場合は、市や（一財）自治総合センターなどによる助成事業がありますが、それぞれに条件等がありますので、お問い合わせいただければと思います。）

空き地の雑草等の放置について

町内において、いくつか空き地があるが、所有者が雑草等を放置し、近隣等が苦慮している。市から所有者に適切に維持管理するよう指導できないか。

⇒【回答】（生活環境課）

洲本市環境保全条例により、空き地の管理者には雑草を繁茂させ近隣住民の生活を阻害しないよう管理することが定められています。

近隣の空き地に雑草が繁茂している事例がありましたら、生活環境課までご一報下さい。生活を阻害していると認められる場合は、市から所有者に適切な措置をとるよう文書にて通知をします。

衛生面について

高齢化に伴い、町内の側溝・下水溝の衛生状態を懸念している。市で側溝・下水溝の消毒を行わなくなり、一昨年は各戸に消毒剤が配布されたが、昨年からはその配布も無くなったのか側溝の消毒は全く行われていない。

以前のように、側溝・下水溝の消毒を市で行ってほしい。

⇒【回答】（生活環境課）

側溝・下水溝の煙霧作業は、噴霧機が故障し修理ができないことや、殺虫剤を散布することによる被害等、散布を望まない近隣者への影響を考慮し作業を終了しております。

洲本市では、市民の環境衛生の向上及び公共用水域の水質保全に資する為、下水道を整備しております。下水道法第 11 条では下水道が整備された建物の所有者は遅滞なく下水道へ接続しなければならない義務が課せられています。ご依頼の下清水町は下水道が整備されていますので、下水道に接続することで生活排水による悪臭や衛生害虫の発生を防ぐことができます。

殺虫剤の散布はあくまでも対処療法であり根本的な解決につながらないため、下水道接続についてご理解とご協力をお願いいたします。

なお、生活環境課窓口において、殺虫錠剤（1 袋 2 錠入）を 1 回につき 5 袋以内で配布しております。町内会長名で申し込み頂ければ世帯数分をまとめてお渡しすることもできますので、生活環境課へお申し出ください。

雨水対策について

長年、市街地内の道路側溝・下水溝の泥上げがなされていない。側溝等の断面が泥で減っているため、記録的短時間大雨等の降雨の際、浸水家屋が多く出ると思われる。市は、泥上げ等は町内会と言うが、市街地内は高齢者や独居老人が多く、体力的にも無理がある。市で年次計画を立て、順次、側溝・排水溝の清掃はできないか。

⇒【回答】（下水道課）

外町地区については、洲本市の公共下水道事業の雨水排水区域内であり、大雨時には洲本川の河口部にあります洲浜ポンプ場で強制排水を行っています。外町地区の道路内にもポンプ場につながる主要な雨水管渠が多数埋設されており、支障なく排水できるよう維持管理しているところです。今後につきましても、排水能力に支障をきたすような泥の堆積等が発生した場合は、適宜対応してまいります。

独居老人について

町内の人口減少や高齢化により、独居老人の増加に伴うケアが町内では行き届かない。また、民生委員のなり手もなく、現状は市の福祉課が対応してくれて、大事にならずに済んだこともある。これからも、この面での対応をお願いしたい。

⇒【回答】（福祉課）

町内の独居高齢者の異変に気付かれた場合や、気になることがある場合は、福祉課（☎26-1166）または地域包括支援センター（☎26-3120）へご相談ください。市で親族等の緊急連絡先を把握している場合は、市から親族等へ連絡させていただきます。

地域共生社会の実現には、行政や専門職だけでは行き届かないところで行われる日頃からの近隣住民や地域による見守りが大切です。旅行や入院などによる不在の場合、市では把握できないため、引き続き、地域のつながり作りにご協力をお願い致します。

また、福祉課では、民生委員のなり手不足を解消するため、民生委員の負担軽減に努めています。民生委員は「福祉のアンテナ」の役割を担っております。候補者の推薦について、引き続きご相談させていただきますので、よろしくようお願い致します。

カーブミラー設置について

カーブミラーの設置対象は自動車であり、自転車や歩行者等については対象外と聞いている。しかし、レトロこみち等のイベントが多数あり、一方通行により交通量が多い。危険度を考慮し、柔軟に対応できないか。

⇒【回答】（建設課）

本市では見通しの悪いカーブや交差点などにおいて、ドライバーの目視確認が困難な場合に限り、安全確認のための補助的施設としてカーブミラーの新設設置をしています。

設置にあたっては、道路の種類や形状、沿線状況など現地を確認したうえ

で総合的に設置の可否を判断しますので、要望に添えられない場合もあります。

交差点内での事故の大半は、一時不停止や確認不足によるものだと言われています。ドライバーだけでなく、歩行者や自転車も交通ルールを守ることが、交通事故を防ぐために重要だと考えます。

街路に花壇の設置、花の提供について

観光都市にふさわしく、街のイメージアップのために、町内会で管理する花壇の設置、及び季節の花の提供等をしてほしい。

⇒【回答】(用地課)

道路区域内での花壇等の設置については、歩行者や隣接住居等への乗り入れなどの安全性や利便性の観点から、新規の設置は難しいものと考えます。

花苗の提供につきましては、兵庫県などが行っていますので、ご活用を検討ください。

独居老人世帯について

親族が近くにいて、定期的なコンタクトがあれば良いが、連絡は取れているが、遠方のため急な対応に支障が出る場合がある。近隣の助け合い程度の連絡ツールのようなものはないか。

⇒【回答】(介護福祉課)

緊急通報装置貸与事業についてご紹介させていただきます。

ひとり暮らしの高齢者及び重度身体障害者の方を対象に、安心して在宅で生活できるよう、急病や事故などの緊急時に迅速に対応できる体制として淡路広域消防に通報する機器の貸与を行っています。

対象者につきましては、「おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者」及び「一人暮らしの重度身体障害者」の方を対象に実施しています。

申請時に利用者本人のかかりつけの医療機関及び主な疾病名等の基本情報に加えまして、近隣協力者として3名を選任していただいています。

また、近隣協力者のうち1名の方には、緊急時に備え利用者宅の合鍵を保管していただくこととなっております。

利用者には緊急通報用端末機とペンダント型無線発信機が貸与されます。緊急時にボタンを押すと、緊急通報センターである淡路広域消防事務組合へ通報されます。

通報時の具体的な対応といたしましては、淡路広域消防事務組合からまず、利用者本人へ確認電話が入り、本人が確認電話に回答がない場合は、申請時に登録されている3名の近隣協力者へ順に連絡が入ります。

緊急事態発生時には近隣協力者、消防等の関係機関の職員が本人宅に立ち入り、緊急搬送等の必要な措置を講じる対応となります。

なお、本市では高齢者の相談窓口である「地域包括支援センター」を市が直営で運営しており、本庁舎 1 階に保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職を配置し、社会福祉協議会、警察署、消防署、町内会、民生委員等の関係機関との連携を図り、高齢者の日々の生活の中での様々なお困りごとに対する支援を行っております。

生活に関すること、介護に関すること、健康・医療に関すること、認知症に関すること、地域で気になる高齢者のこと等、何かお困りごとがございましたら「地域包括支援センター」までご相談ください。

所在地：市役所本庁舎 1F （電話：26-3120）

五色庁舎 1F （電話：33-1924）

当町内会は約半数が75歳以上の老人世帯であり、中には独居老人もいる。敬老の日に75歳以上世帯に、町内会よりお祝いの菓子を配布し、コミュニケーションを図った。子供の日は小中学生世帯にも、町内独自の行事を計画し、年間を通じて何回か老人世帯へのコミュニケーションを検討しているが、実施困難な部分もあり、行政においても検討いただければと思います。

⇒【回答】（福祉課）

新型コロナウイルス感染症拡大前は、外町地域でも餅つき等により交流が図られていたと思われませんが、感染対策の観点などから、市内の他地域でも、独居高齢者を対象としたふれあい給食などの交流事業が、縮小傾向となっています。

防災訓練や福祉学習、認知症の理解など、学校でも実施されている取組を、高齢者も一緒に学習して頂いたり、“もちほり”やビンゴ大会を組み合わせたりして、交流を図る方法もあるかと思えます。

市から講師派遣も可能ですので、今後、一緒に検討して行ければと思います。

側溝のコンクリート蓋の改善について

破損部が多く、危険である。側溝の清掃が困難。

⇒【回答】（用地課）

側溝蓋の経年劣化については認識しています。全面改修は難しいですが、現地を確認のうえ部分的な修繕で対応してまいります。

側溝清掃については、土のう袋などに入れてもらえれば回収しますので、可能な範囲でのご協力をお願いします。

交通路の整備について

一方通行の逆走対策や交差点の交通渋滞の緩和について、信号を時差式にする等、対策はとれないか。

⇒【回答】（建設課）

道路規制に係る案件なので、町内会から洲本警察にご相談ください。

夏になると、大浜公園の駐車場に入場待ちの車がたくさん道路に止まって危険である。市として、分散できるような対応を考えてほしい。

⇒【回答】（商工観光課）

洲本警察の指導に従い、駐車場入口付近にコーンを設置するなど、車列の発生を抑制する対策を講じるとともに、市営駐車場等を案内し分散に努めています。

全島一斉清掃において、溝掃除などで泥をさらえたり水に濡れたものをつかむのに、軍手だけではなくビニール手袋の支給もできないか。

⇒【回答】（生活環境課）

全島一斉清掃につきましては、毎年7月と11月に開催しており、多くの市民の皆さんにご協力いただきありがとうございます。

清掃実施に当たっては、ゴミ袋の制作費用、可燃ごみやび不燃ごみの処分手数料、収集業務の委託料、土砂処分手数料等多額の経費が必要となっています。そんな中、近年の物価や燃料費の高騰等により経費が年々増加しており、これ以上の経費負担は難しい状況にあります。

そのため、ビニール手袋の支給につきましては、ご要望にお応えすることができません。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

背割下水（本町7丁目と幸町の間と幸町と常盤町の間）について、以前、市に掃除してほしいと言ったら、人手がないから出来ないと断られた。現在、溝の中から木が生えてきているようなところもあり、大雨のときに、何か引っかかって溢れるような被害が出るかもしれない。背割下水は町内会で管理しないといけないのか。

⇒【回答】（生活環境課）

市が所管する水路は市内に大変多くあり、その全てを市が清掃することは困難であるため、原則として受益を受ける方々で行なっていただいております。

生活排水を流す水路であれば、近隣住民の方々や町内会で、農業用水路

(田主水路)であれば農業者(田主)で清掃をお願いいたします。

原因者があるものは、原因者で原状回復をしてもらうのが原則であります。

なお、生活環境課では、以下の対応を行っております。

地域住民が協力して水路等の清掃を行う場合は、「ボランティア活動に伴うゴミ収集」、あるいは年2回実施しています「全島一斉清掃によるゴミの収集」として事前に申し込みを頂きましたらゴミ袋及び土嚢の提供と市で土砂の運搬処分をいたします。

土砂は土のう袋に入れてもらうのが原則ですが、大量の場合等状況によってはご相談を頂きましたらそのまま運搬をすることも検討します。

その際は、土砂は1か所にまとめていただくこと及び土砂の処分先は、あらかじめ地域住民の方でご準備頂きますようお願いいたします。

⇒【回答】(下水道課)

外町地区については、洲本市の公共下水道事業の雨水排水区域内であり、大雨時においては、洲本川の河口部にあります洲浜ポンプ場で強制排水を行っています。

外町地区の道路の中にもポンプ場につながる主要な雨水管渠が多数埋設されており、支障なく排水できるよう維持管理しているところです。

今後につきましても、道路の中に埋設されている主要な雨水管渠の排水能力に支障をきたすような泥等の堆積が発生した場合は、適宜対応してまいります。